

経営階級層の社会的分析Ⅱ：農村社会成層の研究

内藤，莞爾

<https://doi.org/10.15017/2543243>

出版情報：哲學年報. 23, pp.295-332, 1961-09-20. 九州大学文学部
バージョン：
権利関係：



経営階層の社会学的分析 II

—農村社会成層の研究—

内 藤 莞 爾

Naito, Kanji, Sociological Analysis of Farming Strata. —Study of Social

Stratification in a Rural Community— Part II.

ま え が き

本号では、前号(第二十二輯)のあとを受けて、「桑原区農業史」が跡づけられる。われわれは、前号において、この「研究の目標と調査地の概況」(序章)を述べ、ついで「経営構造」(第一章)にかんする諸指標の分析をこころみた。ところで「経営構造」として分析されたのは、調査時点における諸事実についてであった。したがってそのよって来たところについては、なんら触れるところがなかった。すなわち農業経済学的分析にとどまったわけである。それで本号では、経営階層に焦点を合せつつ、「桑原区農業史」の展開をたどってみたい。ただ資料に制約されて、この跡づけも、けっして充分なものではない。にもかかわらず、のちの「社会学的分析」へのひとつの橋がかりとしたい。

第二章 桑原区農業史

桑原区農業史の展開をかえりみたとき、そこには、三つの大きな契機を見出すことができる。第一は、藩政時代から続けられた干拓事業であり、第二は、明治末年から大正中期に至る耕地整理である。そして第三は戦後の農地改革ということになる。第一は、土地の量的増加を目指し、第二は、土地の質的改良を目的としている。これらにたいして、第三は、土地所有権の移動として規定することができよう。なお第一と並行しては、用水・溜池の問題があり、また第二と第三とのあいだには、小作争議と戦争への突入という事実が認められる。が、大筋は、以上の三者に求めてよいと考えられる。それで本章では、これらについての概観をこころみ、こんにちの成層的構造、これが現われきたった背景をながめてみたい。

一、干拓事業

序章でも述べたように、桑原は、その三方に山を負い、平地は、わずかに東南方にだけ展げる。しかもこの平地は、かつては汐に洗われていた冲積平野であった。そしてこれを距てて、陸とも海ともつかない牟田（葦原）が今津湾まで続いていた。ところで『糸島郡誌』は、「桑原の地は、遂年、変化せしならん」と記している。が、この変化は、主としていま述べた、今津湾に至る牟田地帯の干拓によるものであった。したがって桑原区農業史の第一頁は不

明であるとしても、それからの展開が、この不毛地帯の水田化を軸としたことは、ほとんど否定できないように思われる。

事実、この干拓のあとは、たとえば野取図における「古田」と「新田」との別によってもしめされる。すなわち「古田」は、「字神楽田以西、後等、凡そ三十余町」を指し、これにたいして「新田」は、黒田藩の呼称にしたがつて、「壱作」あるいは「開」・「御開」の名をもって呼ばれた。また開田は、もともと早く字深田でおこなわれたというが、これに次ぐ「古開田」は、「古壱作」とも呼ばれて、これは天正以前とも、また寛文五年とも伝えられる。なお寛文年間には、隣の元岡区にも開田がなされ、その結果、元岡ムラの枝ムラ、水崎が出現した。それでこの事実から推すと、おそらく後説を採るべきと思われるが、とにかくここに十三町三反余の新田が造成された。地誌によると、博多湾一帯には、かなりの町人請負新田が点在している。ただ桑原の開田が、どのような手になったか、これについては、あきらかでない。けれどもそのこの水帳に、町人の名がまったく見られないところからすると、地元請負の形を採ったことも推察されるわけである。ところで、郡史の類によると、この御開の地は、享保年間まで塩浜をなし、そのために「浜開」の名もあったという。が、その、この土地に「カギノ手」といわれる大塩土手が築かれた。中村伊右衛門（先代）の記す『桑原古伝記念録』によると、宝暦年間、字山崎と字町とのあいだに「御開田」がおこなわれた。そしてカギノ手の築かれたのも、このときのこととされている。しかしこの事業は、あきらかに隣村今津（現在、福岡市に編入）との共同になるものであった。記録のうえで「汐見殿」と呼ばれる地区がそれである。ただ「汐見殿」は、桑原にとって、さして増反にはならなかったらしい。それで文化年間には、この「汐見殿」と接

する牟田に、さらに開田がおこなわれた。「大縄田」というのがそれである。なおこの「大縄田」は、地形の関係もあって、明治八年、地租改正のさい、今津分の「汐見殿」と交換された。そして同様な干拓事業が、維新後も続けられて、こんにちの境域を見るに至ったのである。

ではそのあとを、数字の面から裏づけてみよう。第38表は、これをしめす。すなわち貞享四年から大正十四年に至

第 38 表

年 代	田	畑	計
(古 田)	30.0	—	—
貞享 4(1687)	56.6	47.1	104.7
寛政 6(1794)	69.5	47.1	116.6
天保 8(1837)	71.1	49.4	120.5
明治 (1875)	76.1	50.4	126.5
大正14(1920)	89.3	58.5	147.8
昭和21(1946)	102.8	41.7	144.6
昭和29(1954)	101.4	43.9	145.4

昭和21, 29は経営数字

る二三〇年のあいだに、耕地は、約四〇町を増した。しかもこのうち、三三町は水田の増加である。それでもし古田を基礎数字として採れば、近世以来、桑原の水田は、三倍に膨張したことになる。これにたいして、畑地の伸びは、はるかに劣る。けっきょく一〇町ほどの増加に過ぎなかったわけである。

けれどもこのような耕地の増加は、ただちにこの区の農業の発展を意味するものではなかった。すなわちそこには、なおいくつもの障害があった。その第一は、水の問題である。ところでこの問題は、実は水の不足と水の過剰のふたつに分れる。むろん干拓地をひろく持つムラとして、後者のほうがより比重が高かった。が、ムラ寄りの本田は、山が浅いため、かつてはしばしば旱魃に見舞われた。しかも干拓地の生産力が低い。したがって、この本田こそ、当時は桑原農業の基礎をなすものであった。旱魃は、飢饉となって現われる。そしてこの飢饉の記録は、記録のうえでもしばしば見かけられる。ところで、この旱魃

のために考案されたのが、溜池の構築であつた。ただ現存の溜池について見ると、その歴史はさして古くない。わずかに近世末にさかのぼる程度である。そしてそのはじめは、錦田溜池の構築で、これは、中村武助（世帯番号55の先祖）の設計にかかり、文政四年、郡夫をもつて成つたという。したがって半官的色彩もうかがわれるのであるが、ついで同十二年には、金屎溜池が築かれた。「志摩郡桑原村軸帳」によると、前者については「田数三反一畝六歩、錦田堤床費御年貢水掛弁」とあり、また後者については、四反七畝二歩が計上されている。そして金屎溜池は、「御徳引」とはなっているけれども、もともとこの地は、東泉寺の寺領に属していた。したがって寺への年貢は、そのごも支払われてきたのであるが、明治四年には、この土地の買収も完了した。明治八年の「土木取調書」では、この両者を合せて、「溜池敷地壹町九反参畝九歩」の文字が見える。とすれば、そのごの増築も想像されるわけである。そして明治二十九年には、別に大浦溜池が新築された。これは、水面一町六畝、その工費には千七百余円を要した。ただそのなかばに当る八百円は、郡からこれが補助された。それから大正元年には、後述の第五耕地整理が始まったが、これへの附帯事業として、大久保溜池が掘られた。そしてこれらによって、水飢饉の心配は、ほぼ解消された。なお区内の堰には、大堰（幸神下）・井尻堰・柿之元堰・ヨコナ堰などが指摘される。これらの設立年代は、あきらかにしないが、それぞれ改修されて、こんにちの使用に耐えている。

けれども新田開発と同時に、もっと切実となつたのは、むしろ水の過剰、すなわち排水の問題であつた。浜開きであるので、排水はまた汐抜きとも関連してくる。前掲の「軸帳」にも、「一 米参俵七升式合 水崎御開潮拔悪水吐、並入百姓屋敷床代」と見える。つまりいまでも、汐の湧き出るこの地帯では、すでに旧幕時代、悪水吐の水路を必要

とした。なお明治初年の「土木取調書」では、「用惠水路敷地」として、七反一畝が計上されている。

事実、新田の収穫は、当時はきわめて低かった。「軸帳」によれば、御開は、反収、上田六斗四升二合、中田四斗二升六合、下田二斗七升二合とされている。しかし本田と比べると、上田で本田の三分の一以下であって、これが中田・下田となると、さらにそれが低下した。ところで、海面との差がほとんどない干拓地帯のことなので、築堤と水路の開きくとは、これが並行しておこなわれなければならない。しかもこれは、一村だけで効果を挙げることは、ほとんど不可能であった。それで干拓が共同事業として進められたのと同じように、築堤と惠水路の開きくも、また関係村落の共同でなされたように見受けられる。たとえば明治十七年に新築された堤防と水路とは、太郎丸・元岡・桑原（以上、現元岡村）、今津の旧開きから、今津村の璞開きへ流れ込む惠水を防ぐためのものであった。そしてこれについて、翌年三月、再約定した条文によると、「堤防及ビ溝ハ、当四ヶ村共ニ負担スベキコト」（第一条）、またその維持のための「出夫及ビ賃金等ハ、左ノ割ヲ以テ支弁スベキコト」（第六条）として、元岡二分五厘、今津四分、桑原二分、太郎丸一分五厘と規定している。けれどもさらに大規模なのは、同様四ヶ村から成る瑞梅寺川の改修であった。現元岡村を貫流する瑞梅寺川は、この村の灌漑用水として、きわめて重大であるが、ただ海との落差がほとんどない。それで汐潮の作用は、こんにちでも元岡村役場（太郎丸）のへんまで感じられる。したがってこうした情況から、洪水のときには、堤防の損害もまた大きかった。ことに明治三十六年には、四度の大洪水を記録している。それでこれが契機となって、ついに郡の事業として、その改修がおこなわれることになったのである。この改修工事は、明治三十七年にはじめられて、三十九年に竣工した。そしてその総工事費十万円は、当時としては、実に莫

大な額であった。ただし地元負担金は、桑原のばあい、四千七百余円とされている。

二、耕地整理

けれども地力を積極的に高めたのは、なによりも耕地整理であった。しかもこの事業は、桑原としては、糸島郡における先鞭をつけただけではない。県下としても、二、三番目の耕地整理として注目される。「排水不完全ノタメ、湧水常に停滞シ、総テ湿田又深田トナリ、二毛作ニ適セザルハ勿論、稲作尚ホ完全ナ生育ヲ遂グル事能ハズ、加之田区ハ狭小不正ニシテ、車道ニ適スル耕作道ナク、運搬・耕作共ニ不便・不利甚シカリキ」（「耕地整理成績調査書」）。これが整理前の桑原の状態であった。それで明治三十三年の末には、二度にわたって、排水工事のことが議題とされた。が、このときは、その困難が予想されて、ついに立消えの運命となった。ところが日露の戦捷は、村民にも活気を与えて、その記念事業として、ようやく意見の一致を見るに至ったわけである。この事業は、山崎・深田の二字、田十三町三反余、畑三反余、山林一反余、畦六反余、計十四町三反余にたいしておこなわれた。そして明治三十九年一月に起工、同年六月に竣工した。いわゆる「模範耕地整理」がこれである。事業の概略を述べると、まずこの工事は、地主の責任において進められた。工事費（三千円）は、彦岐銀行からの融資を受けたが、このために地主は、各自の土地を担保として提供した。利率は、年八分五厘、これは三十九年八月から翌年十二月まで据置、四十年から八ヶ年賦、十六回払いというとりきめであった。なお実施に当っては、なにぶん初めてのころろみなので、そこ

にはいろいろな障害があった。田に石や木材を入れると、田の神がたたる、といつ迷信からの反対もおこなわれた。それだけではない。だいたい経験のある業者を欠いていたので、工事を請負う者がなかった。それで随時、入札・契約の形を採ったので、見積書は、いつも予算を上廻わった。工事は十二工区に分けられたが、このうち四工区は、義務的に設計額で請負わせ、他の八工区については、競争入札の方法を採用した。苦肉の策というべきである。なお労働力は、農閑期を利用して、村内にこれが求められた。

ところでこの模範耕地整理がきわめて好結果を収めたので、これに刺激されて、同種の事業がほうはいとして起った。なおその動機としては、明治四十一年、県が耕地整理基本調査をおこなったことも、争えない事実といえる。それはとにかく、以来、九回にわたった整地によって、大正の中期には、元岡全村、ほとんど六百町歩の整理が完了した。いまその概要をしめすと、第39表のようである。このうち桑原区は、第一(模範)・第二、第五、桑原Ⅱ今津、桑原Ⅲ大原の五耕地整理に関係している。

もつともこれらの耕地整理組合が結成されるまでには、かなりの迂余曲節をまぬかれなかった。たとえば「第二耕地整理成績調査書」によると、「施行勧誘当時ノ状況ハ、今筆ヲ執ルダニ手ノ振ヒ、神怒ルノ状況ニシテ」とあり、またその経過については

一、創立惣会ニ於テ否決セシコト一回

一、更ニ創立委員ヲ選定シ、協議会ヲ開キシモ、是マタ整理ニ反対シ、解散ヲナス

一、更ニ更ニ委員ヲ選定シ、漸ク整理心ヲ喚起セントシ、同意書ヲ作製セシ際、而モ委員ノ中ヨリ調印拒絶ノ運動

名 称	地 区	起工	田	畑	その他	計	費用 (円)
模範(第1)	桑原	明39	13.9	0.3	0.1	14.3	4,295
第2	桑原	明44	67.0	3.5	1.4	71.9	9,852
第3	太郎丸	明44	75.5	3.6	0.4	79.6	—
第4	元岡	大4	123.9	2.0	0.4	126.4	—
第5	岡, 太郎丸, 桑原, 今津	大1~3	102.6	4.0	0.8	106.8	37,816
第6(中の下)	桑元岡	大1	2.6	0.2	—	2.9	—
第7	田尻	大6	66.1	3.1	1.6	71.0	—
桑原, 大原	桑原, 大原	大5	—	—	—	4.6	—
桑原, 今津	桑原, 今津	大3~7	59.2	1.7	0.2	61.2	12,125

ヨナセシコト

と記している。区内の派閥関係その他、工事以外の社会的因子も参加してのことであろうが、当時の状態をほうふつするに足ろう。また第五耕地整理のときも、同様であった。この事業は、百町歩の整理を完工し、二万坪の盛土をおこなったが、組合結成の経過については、つぎのように記している。「……同年（明治四十二年）二月、地主ヲ召集シ、利害ヲ説キ、実施ノ決議ヲナシタリ、仍テ直ニ同意書ニ調印ノ際、三四ノ不賛成者ノタメ、遂ニ全部ノ調印ニ不至、仍テ更ニ地主惣会ヲ開キタルモ、尚早論者ノタメ、遂ニ否決スルニ至レリ、爾来四星霜ノ間、地主会ニ於テ否定セシコト四回ナリ、本年、地主惣会ニ於テ、四五ノ反对者ヲ見タルモ、利ニ於テ終ニ円満ナル解決ヲ告ゲ、爰ニ可決スルニ至レリ」。しかしこうした支障も、回を追うにしたがって、次第にその姿を消していった。「組合員一同発起シタルニヨリ、勧誘上、困難ヲ感シタルコトナシ」（第六耕地整理）、あるいは「二ヶ村ニ跨ルヲ以テ、諸種ノ事情、多少異ル処アリ、之ヲ糾合融和スルニ稍々困難ヲ感シタルモ、特記スベキコトナシ」（元岡・今津耕地整理）の記事のように、事情が好転し、少くとも結成までは、円滑に運

だことが判明する。

第 40 表

名 称	整理	1毛作	2毛作	反収(斗)		作付(町)		菜種
				米	麦	米	麦	
第 1	前	13.2	0.7	16.8	5.6	13.3	0.7	—
	後	0.6	12.9	18.0	4.0	13.0	12.2	—
第 2	前	65.0	4.2	12.0	1.5	67.0	25.2	16.7
	後	—	65.3	20.4	10.0	69.9	48.9	20.9
第 5	前	66.7	35.9	12.0	5.0	102.6	30.8	—
	後	—	102.3	15.3	7.0	102.0	85.2	—
桑原, 今津	前	27.5	31.6	15.7	5.0	59.2	31.6	—
	後	17.9	41.9	18.0	6.0	59.8	50.9	—
計	前	132.4	110.2	—	—	242.1	88.3	—
	後	18.5	222.9	—	—	244.7	197.2	—

を出る増反である。しかも乾田化は、地力の上昇を結果した。すなわち米において、反当収量二、三斗、麦において、一、二斗の増収を記録している。とくに第五耕地整理の効果はいちじるしく、米・麦ともに反当八斗の増収とい

それでは、こうした一連の耕地整理は、どのような効果を収めたであろうか。技術的には、これによって犁耕・深耕が可能となり、また堆肥あるいは肥寄土砂の混和が可能となった。けれども最大の効果は、いうまでもなく、水田の二毛作化に求められる。いま資料を欠く「桑原Ⅱ大原」地区(四町歩)を除いて、桑原関係の四組合について、その二毛作化の実績を見ると、第40表のようになる。すなわち整理前、一毛作田は一三二町(五四%)、二毛作田は一〇町(四六%)で、前者がやや上廻っていた。ところが整理後は、一毛作田はわずか一八町(八%)に減じて、二毛作田が二三町に激増している。ことに第二・第五両耕地整理では、一毛作田の全面的解消に成功した。そしてこれにしたがって、裏作の麦作は、かつては八八町に過ぎなかったのが、一九八町と飛躍的に増大した。一〇〇町

第 41 表 (単位 円)

名 称	整理	上田	中田	下田
第 1 (模範)	前	168	143	121
	後	194	178	158
第 2	前	190	120	50
	後	210	150	75
第 5	前	190	155	92
	後	200	170	135
桑 原, 今 津	前	210	160	100
	後	400	250	180

第 42 表 (単位 円)

名 称	整理	上田	中田	下田
第 2	前	190	120	50
	後	210	150	75
	3 年目	210	150	100
第 5	前	190	155	92
	後	200	170	135
	3 年目	240	200	155
桑 原, 今 津	前	210	160	100
	後	400	250	180
	3 年目	400	280	200

う数字がしめされる。増収と資本投下とによって、地価もまた騰貴した。第41表に見るように、整理地区によって、かなりの開きがしめされ、ことに「桑原・今津」分は、かけはなれて高い。が、標準として第五耕地整理を例にとると、その騰貴率は、上田五%、中田二五%、下

田五二%ということになる。すなわち中田・下田になるにしたがつて、その騰貴率もいちじるしく上昇してくる。また整理前、上田と下田の反当価格の差は、九八円であった。それが整理後には、六五円と短縮した。いずれにしても、耕地整理が土地の格差を縮めたことは、これを認めてよいであろう。けれども整理の効果は、すぐには現われない。普通、三、四年後とされているが、たとえば「模範耕地整理」のばあいを探ると、整理直後、盛土した部分は、なお保水が困難で、用水の欠乏が感じられた。もっともこれは、畦側の堀割で改善されたが、なお一割五分の一毛作田を残した。そしてこれが二、三分に減じたのは、数年たつてのことであった。したがって土地の価格も、数年後に正しい評価を受けることになる。第42表は、整理前とその直後、および三年後の地価をしめす(模範耕地整理は三年

後の変化なし)。第五耕地整理を例にとると、整理直後の上田は二〇〇円であったが、三年後には二四〇円に騰貴した。同様、中田は一七〇円が二〇〇円に、下田は一三五円が一五五円と、それぞれ値上がりをしめている。

三、生産上の推移

それではこうした一連の土地改良を通して、生産上の推移は、どのように展開したであろうか。その一部は、さきにも触れたが、ここではその全体像をながめてみたい。ただこの方面の資料は、まことに貧弱であるけれども、まず明治十三年「物産出上簿」の数字によると、同年の稲作は、第43表のようである。すなわち作付七六町のうち、四八

第 43 表

品 種	収 量 (石)	反 別 (町)	反 収 (石)
早 稻	42.0	3.5	1.10
中 稻	172.9	20.3	0.85
晩 稻	241.6	48.3	0.50
糯 米	33.0	2.5	1.32
計	489.6	76.1	—

第 44 表

産物名	産 額	単 価 (銭)	計(銭)
実 棉	1,650斤	10.7	17,655
繭	3斤	15.0	45
生 糸	10匁	53.5	53.5
茶 葉	60斤	—	—
製 茶	9斤	27.0	243
葉煙草	73斤	14.0	1,022
菜 種	50石	581.1	29,055
蜂 蜜	12斤	5.0	60
はぜ実	6,570斤	1.8	11,926
渋 柿	72斗	4.0	288
午 莠	180斤	—	—
里 芋	78.5斗	3.0	235.5
蓮 根	11丸	60.0	660
豌 豆	18斗	47.0	846
蚕 豆	8斗	45.0	360
卵	1,750	0.9	1,575

町(六八%)までは晩稻、二〇町(二七%)までは中稻である。ところが反収は、この比率とは反対に、早稻がもつ

とも高く（一石一斗）、晩稲はその半分以下（五斗）に落ちる。反当総平均は、わずか六斗四升に過ぎない。耕地整理後、下田でさえ一石五斗を越えたのと比較すると、雲泥の差というべきであろう。なおこの「物産出上簿」には、麦・大豆など、主食ないし上納作物は計上されていない。けれども、「特有物産」とされるものの産額および価格は、第44表のようである。およそ畑作によるものであるが、このうち注目されるのは、菜種（二九〇円）、実棉（一七六円）、はぜの実（一一九円）などであろう。すでに換金作物と見なすことができる。菜種は、こんにち、裏作の中心をなしているが、明治初年のそれは、むろん畑作に属している。ただ菜種の「伝統」は、耕地整理後の現象でないことが知られるわけである。棉がどのように栽培されたかは、あきらかでない。が、はぜは、かつては藩の専売品であった。そしてこのはぜは、筑前ではこんにち、ほとんどその姿を消している。が、当時は、大きく農村をうるほしていたことが注目される。いずれにしても、米・麦に基礎を置きながらも、多少でも市場適応の姿態をしめしていた。そのような形態が推測されるわけである。

* はぜは大正三年に三、〇四〇貫、大正十一年に一、六八二貫（二町九反）、昭和六年に四八〇貫（一町二反）、（昭和十年に三三〇貫（六反）と次第に減少して、こんにちでは、ほとんど見ることができない。

ところで耕地整理以前の状態としては、なお養蚕の消長がたどられなければならない。桑原の地名を、この養蚕と結びつけるむきもあるけれども、事実、裏山にはなお野生の桑樹を見ることができ。しかしさきの「物産出上書」では、繭にしてわずか三斤、生糸十匁という状態であった。が、そのこの動きは、大きな伸びをしめしている。第45表は、元岡全村の数字であるけれども、そのあらましは推察される。もちろん養蚕は、貿易と大きく関係してくるで

第 45 表

年次	産繭	桑園	養蚕戸	年次	産 繭	桑園	養蚕戸
明22	35.0石	—	—	大 4	8.2	—	—
25	30.8	—	—	5	7.9	—	—
26	35.0	—	—	6	17.2	—	34
27	40.0	—	—	7	17.2	5.1	—
30	74.0	—	—	8	43.2	6.6	—
31	80.0	15.2町	—	9	72.8	7.7	98
32	75.0	15.0	—	10	79.8	9.7	123
34	44.0	12.5	—	11	107.0	24.1	—
37	22.0	4.8	—	13	(1,815貫)	25.5	—
38	21.7	4.8	—	14	(2,429貫)	27.8	—
39	17.0	2.7	—	15	(39,200円)	29.5	204
40	23.5	2.7	—	昭 2	—	—	—
42	13.6	22	—	6	—	30.7	137
大 2	10.0	—	—	7	(1,764貫)	—	141
3	6.0	—	—	10	—	16.4	93

る。が、世界大戦とともに、その復調はめざましく、見られる。しかし最盛期は、これに続く昭和恐慌までのあいだだとしてよい。すなわち昭和二年には、桑園三〇町歩、養蚕戸は、二〇〇を越えている。全村の半ばが、

あろうが、この地方としては、なお当局の奨励も見のがすことができない。「養蚕事業ハ、漸次進歩ノ景況ナリ……桑苗ハ各区希望者ノ申請ニヨリ、一月中、二千本ヲ購入、配布シタリ」(明治二十六年「村会事務報告」)。「養蚕事業ハ、桑園ニ充ツル地ハ甚ダ多カラザルモ、農家ノ副業トシテ有利ヲ認メ、之ヲ奨励シツツアリ」(明治四十年「村会決議録」)。「猶本事業ハ、副業中、最有利ト認ムルニヨリ、将来益々奨励セントス」(大正十四年「村会事績」)。ところでこの養蚕には、およそ三つの時期を区別することができる。第一は、明治三十一、二年を頂点とした発展期である。事実、明治三十一年には、産繭八〇石、また桑園は、十五町余に増加した。二十五、六年と比べると、二倍以上の発展といえる。しかし以来、次第に減退のあとをたどって、大正三年には、わずか六石ということにな

大正九年には、明治三十一、二年の数字に迫ろうとする気配が

たものと推察される。そして以下、漸減の方向を歩んで、日華事変への突入とともに、まったくその姿を消すのである。

養蚕の発展に、当局の奨励のあったことは、さきに述べたとおりである。この例に見られるように、生産・技術の発展と並行して、実は制度のがわの進歩も認められる。まず明治三十三年には、郡長の許可をえて、村農会が組織された。その目的は、「農事の改良および発達」にあるとされ、従来おこなわれてきた競犁会や稲作立毛会も、この農会の主催に改められた。競犁会は、現在も継続され、これにはまず村内で、区對抗の形で選手が選出される。この選手が、郡の大会に臨むというわけで、糸島郡下では、古くからおこなわれたコンクールであった。立毛共進会も、同様のコンクールであつて、これらについて、明治四十五年の記録に、「耕耘・競犁会、田畑ノ除草、並ニ收穫増額ノ為、稲作立毛共進会ヲ数十年来継続シ、其成績見ルベキ所アリ。本事業タルヤ、本村ハ県下ノ嚆矢ニシテ、目下、他ノ模範ヲ示セルガ如キハ、将来益々勵行スベキモノト認ム」（「村会決議録」）と記している。害虫駆除も、農会の指導でおこなわれたが、なおこの虫害を防ぐため、このころはじめて、集団苗代田が採用された。これもこんにちまで続いている。むろん農会のさらに指導団体には、県勸業試験場などもあった。苗代田の施肥など、この試験場の結果によって採り入れられたものである。というのは、これまで苗代田には、かならず青草が基肥として用いられた。それが試験場の実験から、金肥に代えられたからである。なお肥料と関連するが、大豆粕の使用も、明治二十六年には、その記録が見える。もっとも魚肥の輸入は、さらにこれがさかのぼる。正確な記録を欠くけれども、明治十年

第 46 表 年次別米麦産

年次	収 量(石)		作 付 (町)			
	米	麦	米	麦	麦 内 訳	
					田	畑
明37	8,786	1,352	—	—	—	—
38	8,706	1,822	663.5	357.6	—	—
39	9,676	1,399	629.8	316.7	—	—
40	9,950	1,105	—	—	—	—
42	8,568	1,248	—	—	—	—
大 3	8,789	1,201	638.8	225.5	165.1	60.4
4	9,914	1,420	638.3	215.2	154.9	60.3
5	12,864	1,868	638.4	290.0	227.7	62.3
6	10,920	2,349	636.9	386.5	293.6	92.7
7	8,650	2,387	636.5	390.9	328.3	62.4
8	11,402	2,012	636.1	285.2	233.9	51.3
9	11,514	1,469	636.1	286.0	247.6	38.2
10	11,297	1,087	633.5	240.7	202.8	37.9
11	11,602	2,016	632.3	255.9	209.7	46.2
12	9,086	2,126	595.5	286.2	242.9	45.3
14	10,510	2,011	623.0	288.9	250.7	48.2
昭 2	10,713	2,256	623.3	312.5	266.4	46.1
3	11,757	3,654	623.3	312.5	267.9	44.6
4	11,872	3,438	631.8	268.2	240.5	27.7
10	11,742	2,803	633.9	194.4	167.4	27.0
11	12,884	—	616.9	—	—	—

代、すでに元岡区では、この魚肥の仲買で産をなした者があった。また明治の中ごろには、稻種の揚播きが実施された。これまで、種は、種池に一ヶ月ぐらいひたしてから、これを揚げ、さらに二昼夜ほど置いて、発芽をうながした。それを揚げてから、すぐ播くように改めたわけである。それから麦については、明治二十七年には、ゴールデンメロン、六角シュバリエ（以上、大麦）、フルツ、カリフォルニヤ（以上、小麦）のような外来種が紹介されるとともに、明治末年には、これらの塩水選がおこなわれるようになった。けれどもこうした技術改良のなかで、もっとも注目されるのは、正条植の普及であろう。正条植そのものの記録は、すでに二十年代に、これが見られる。そしてそ

ご、急速に普及して明治の末年には、六五〇町のうち五二〇町がこれを採用している。役場資料によると、「山間部ヲ除ク総テニ、正条植ヲ行ハシメ、殆ンド耕作反別ノ九分ハ、コレヲ行ヒタリ」と記している。

では、耕地整理をはさんでの推移は、どうであろうか。これ

第 47 表 年次別表, 菜種作

年次	麦			菜種
	作付 (町)	田	畑	作付 (町)
明38	356.7	—	—	39.3
大 3	225.5	—	—	38.4
11	288.2	242.9	45.3	160.7
昭 6	255.0	225.2	30.8	237.9
10	199.4	168.4	27.0	329.6
19	268.0	—	—	72.0

も全村資料であるけれども、まず主要作物の米・麦について、その年次統計をしめすと、第46表のようになる。耕地整理のもたらした効果については、部分的にはすでに触れたが、全村的にも、この点はきわめていちじるしい。とくに大正三、四年を境として、大きな飛躍を読みとることができる。すなわち米作は、このかに一、〇〇〇石を増した。しかもそれ以後は、平均一万一千石を記録し、ことに大正五年と昭和十一年とは、一万二千石の上台を越えて、一万三千石に迫ろうとしている。そしてこのかん、作付面積には、ほとんど変化がない。したがってこれは、あきらかに反収増加に帰せられるわけである。なお麦作も、このところかなり大きく飛躍する。が、これは、地力の向上もさることながら、その多くは、二毛作化による増反にあるとしてよい。たとえば大正四年、麦の作付は二一五町、このうち田の裏作が一五四町（七一％）であった。ところが翌五年には、総作付が二九〇町となり、さらに翌々六年には、三八六町に増加している。大正四年を一〇〇とすれば、五年の数字は一三五、六年のそれは、一八三という指数がしめされる。しかも本表にもあきらかなように、この増反は、ほとんど水田の裏作によるものとしてよい。ところがこの麦作は、大正六、七年を頂点として（昭和初期を除いて）、作付、収量とも、むしろ減退の傾向が看取される。そしてその原因は、47表からも推察されるように、菜種作の伸びによるものであった。すなわち水田裏作としての麦が、次第に菜種に代えられたわけである。菜種は、少くとも大正三年ごろまでは、四〇町内外であった。ところが

大正十一年には、これが一六〇町、昭和六年には二三七町、さらに昭和十年

第48表 畑作年次表 I

	大豆		小豆		あわ		そば	
	収量 (石)	作付 (町)	収量 (石)	作付 (町)	収量 (石)	作付 (町)	収量 (石)	作付 (町)
明37	213	—	178	—	133	—	29	—
38	410	82.0	33	7.0	136	1.7	30	5.0
29	350	—	62	—	290	—	—	—
40	492	—	38	—	204	—	—	—
42	272	—	49	—	270	—	—	—
大3	223	—	34	—	335	—	30	—
11	—	54.7	—	7.9	23.9	—	—	4.8
昭6	—	4.9	—	3.0	—	2.7	—	—
10	—	4.8	—	2.9	—	1.2	—	0.2
16	—	5.3	—	3.2	—	1.1	—	0.1

には三二九町という数字がしめされる。これにたいして麦作は、大正三十一年のあいだに、およそ六〇町を増した。しかるにそのご、昭和六年までのあいだに、三〇町を減じ、さらに昭和十年までには、六〇町近くを減じている。両者は、あきらかに逆比例の形にある。とくに麦作の減反は、田畑の双方に見られるにしても、田作のそれが

いちじるしい。とともに、昭和十年の菜種作三二九町というのは、元岡村水田の半ばにあたることを想起すべきであろう。ただ日華事変への突入は、この傾向をまた逆転させた。昭和十九年の数字では、菜種は全村で七二町に減少、桑原だけでも二五町に過ぎない。これにたいして麦作は、海軍用地買上げのため、総面積は二六八町にとどまるけれども、すでに菜種作の四倍に近くなっている。そして戦後は、この情勢がふたたび変化するのである。

それから畑作では、耕地整理をほぼ境として、大豆・小豆・あわ・そばなど、在来作付が減少すると同時に、蔬菜・果樹など、園芸作物の伸びが目される。すなわち大豆は、旧幕時代以来、久しく畑作年貢をなしてきた。そして第48表に見るように、明治末年には、これが八二町歩を占めていた。が、昭和

第 49 表 畑 作 年 次 表 II

	豆類	甘 藷	は ぜ	蔬 菜	柑 橘	馬鈴薯
大 2	274反	4,610貫	3,040貫	1,393貫	1,408貫	1,191貫
3	172	23,050貫	3,040	31,797貫	4,313貫	—
11	176	154反	1,682	138反	6,288本	11反
昭 6	182	88	480	135	—	16
10	105	69	330	266	—	77
16	57	80	420	239	—	52

第 50 表 大正 3 年「農産物調」

種 目	収 量	消費高	輸入高	同金額 円	種 目	収 量	消費高	輸出高	同金額
米	8,251石	4,834	3,417	60,149	午 莠	606	594	12	1
糯米	533	332	200	4,006	青 芋	2,133	1,707	426	39
裸 麦	613	459	153	1,423	燕 青	2,640	2,640	—	—
大 麦	444	266	177	1,414	蔬 菜	1,066	1,066	—	—
小 麦	145	131	14	145	葱	148	148	—	—
大 豆	223	178	44	447	甘 蔗	3,610	3,610	—	—
小 豆	34	27	6	81	胡 瓜	100	100	—	—
豌豆	45	45	—	—	西 瓜	605	185	420	52
蚕 豆	127	101	25	203	茄 子	1,420	11.00	320	4
あ わ	335	335	—	—	南 瓜	1,210	990	220	20
そば	30	30	—	—	越 瓜	270	270	—	—
菜 種	384	—	384	5,170	は ぜ	3,040	—	3,040	418
甘 藷	23,050貫	18,440	4,610	576	梅、梨、柿	1,607	1,001	606	420
馬鈴薯	1,191	953	238	?	枇 杷	26	14	12	2
大 根	24,900	19,920	4,980	?	柑 橘	2,122	1,070	942	301
人 蔘	304	304	—	—	葡 萄	159	30	129	26

十年代には、これが四、五町程度に下落している。また同様な傾向は、程度こそちがえ、小豆・あわ・そばなどでも見ることができる。その他、資料は不完全であるが、豌豆・蚕豆などの「豆類」や甘藷なども、同様なように見受けられる(第49表)。これらにたいして、たとえば蔬菜は、明治・大正の交、おそらく五町以下で、自給の程度を出なかつた。それが昭和十年代には、二五町を越えるに至り、大根を中心としながらも、次第に市場作物にマッチしていく傾向が見られる。なお永年作は、従来の柿・梅を圧して、温州蜜柑・ネーフル・夏柑が伸び、ことに最近では、葡萄の増反が注目される。そしてこれらの畑作をつらぬくものは、おそらく換金化の方向と見てよいであろう。こころみに大正三年の「農産物調」を転記すれば、第50表のようである。米麦、とりわけ米産に主力の置かれているのは、あきらかだとしても、そこにはすでに、蔬菜・園芸作物への傾向をうかがうことができる。これらの中心は、やはり菜種であつて、表に見るように、これはそのほとんどが商品化されている。その金額の五千余円は、麦類および大豆を合せた額をはるかに出るものである。しかも別に肥料としての油粕一、一〇〇貫が計上される。しかし永年作の果樹類は、まだ低調で、それに蔬菜類も、自給をやや出る程度にとどまっている。

しかしこれらは、そのごの伸びがいちじるしい。そして農会では、昭和八年、このために農事組合を結成して、農業技術員を配属、これらの指導に当らせた。昭和九年の「村会議事録」によると、「特ニ果樹・柑橘・蔬菜等ノ如キハ、近來ニ於テハ逐年増加額ヲ収メツツアリテ、客年中、左記ノ状況ナルニヨリ、益々奨励セント欲ス、……外ニ枇杷並ニ一般蔬菜ノ成績亦良好ナリ」として、第51表のように、西瓜・白菜・葡萄・柑橘の数字を挙げている。当時、養蚕は、やや不振の状態で、その収入は、一万三千円ほどであつた。とすれば、桑園三〇町の収入と、上記四種、一

第 52 表 昭和10年桑原区主要作物

	作 付	価 格	内販売価格
米	92.62町	5,465.3円	3,576.2
麦	31.00	507.0	242.0
菜 種	43.60	725.2	753.2
果 樹	—	494.6	472.0
蔬 菜	—	732.6	535.9
計	—	7,919.6	5,572.3

第 51 表 昭和 9 年園芸作物

種 別	作 付	収 量	価 格
西 瓜	35反	30万斤	4,500円
白 菜	40	—	3,000
葡 萄	25	—	1,500
柑 橘	32	—	4,000
計	132	—	13,000

三町のそれとが、ほぼ匹敵していたわけである。とくに西瓜の栽培は注目される。これは、大正三年の四百貫と比べて、約五倍の増収が認められる。なおこの西瓜は、第一章で述べたように、本村では水稻を犠牲にしておこなわれる。そして白菜は、その裏作をなし、また白菜の後作には、麦その他の冬作も可能となる。それで昭和十年の記録では「村農会ノ設置ト相俟チテ、指導・奨励ノ結果、園芸農産物ノ如キハ、実二三五、二〇〇円ニ達シタリ」と、飛躍的な上昇を告げている。これにたいして、二年前には同額であった養蚕は、一、七二九円という凋落ぶりであった。なお同年、桑原区の下・中・表三部落の主要作物を挙げると、第52表のようになる。ここでも菜種・果樹・蔬菜の三者を合せると、販売総額の三一%余に達する。

四、土地関係の変遷

われわれは、本章のはじめで、桑原区農業史を特徴づける三つの契機として、治水の問題・耕地整理および農地改革の三者を指摘した。そして前二者については、不十分ながら、若干の分析と考察を加えてきた。それで以下、農地改革に移るわけであるが、ところで農地改革は、いうまでもなく、土地所有

第 53 表 元岡村自作、小作一覧

	自作			小作			計		
	田	畑	計	田	畑	計	田	畑	計
明36	255	56	311	375	85	460	680	141	821
37	258	56	314	378	85	463	686	141	827
38	327	70	397	302	64	366	629	134	763
39	386	98	484	243	42	285	629	140	769
45	—	—	—	224	38	262	—	—	—
大13	409	87	496	227	38	265	637	125	762
14	412	87	500	224	37	261	637	125	762
15	423	84	507	213	40	253	637	125	762
昭 2	438	84	522	199	40	239	637	125	762
3	428	81	509	208	38	246	636	120	756
4	439	81	520	196	38	234	636	120	756
5	388	76	464	271	34	305	660	111	771
6	387	76	463	272	34	306	660	111	771
7	388	76	464	271	34	305	660	111	771
8	385	74	459	273	34	307	658	109	767
10	385	74	459	272	34	306	658	109	767
11	384	73	457	271	34	305	656	108	764
12	386	73	459	270	34	304	656	108	764
13	386	73	459	269	34	303	656	108	764
14	438	53	491	217	34	251	655	108	763

権の移転を直接の目的としている。とすれば、この解放を語るまえに、それにさきだつ土地所有の狀態、したがってまた小作關係について、その大要を知らなければならぬ。本章では、これらの事実を捉えたい。ただここで分析されるのは、数的指標を主としている。

それです、この手がかりとして、元岡全村について、自作地・小作地の数字を検出すると、第53表のようである。大正年代の大半を欠き、かつ明治期の数字も、なお検討を要するようであるが、もし自作地・小作地の比率に焦点を合せると、そこにはおよそ三つの時期が区別されよう。第一期は、日露戦争以前であつて、ここでは小作地が、自作地を一〇〇町ほど凌駕している。ところが三十八年には、これがほぼ等しくなり、翌三十九年には、逆に自作地が小作地を二〇〇町ほど引離してくる（第二期）。なお三十八、三十九の両年は、記録によると、「未曾有ノ豊作」で、米産は、一万石の大口に迫っている。そのためもあるが、また同時に、戦後の好況も無視できないようである。要するに、明治末には、自作化がかなり進んだことが判明する。そしてこの

第 54 表 年 次 別 農 家 変 遷 表

年 次	総 戸 数	自 作			小 作			自 小 作			計		
		専	兼	計	専	兼	計	専	兼	計	専	兼	計
大13	469	125	22	147	55	49	104	124	31	169	304	102	406
14	474	124	22	146	54	49	103	136	33	155	314	94	408
15	466	109	11	120	58	37	95	183	18	201	350	66	416
昭2	468	109	14	123	34	33	67	182	41	223	325	88	413
3	470	102	16	118	62	26	88	160	42	202	324	84	408
4	462	102	17	119	53	17	70	163	52	220	323	86	409
5	457	102	14	116	66	35	101	154	19	173	322	68	390
6	460	101	13	114	54	16	70	192	26	218	347	55	402
7	460	106	16	122	42	18	60	148	72	220	296	106	402
8	470	96	25	121	45	32	77	152	71	223	293	128	421
10	470	96	25	121	45	32	77	152	71	223	293	128	421
11	478	97	32	129	42	37	79	110	88	198	249	157	406
12	478	97	33	130	42	37	79	132	66	198	271	136	407
13	480	99	29	128	41	36	77	144	57	201	284	122	406
14	476	62	35	97	23	40	63	198	60	258	283	135	418

傾向は、一進一退を続けながらも、耕地整理ののちまで、受けつがれたらしい。というのは、大正十三年にも、明治末とほとんど同じ数字が見えるからである。ところで第三期としては、昭和恐慌を境にした時期が採りあげられる。すなわちここでは、あきらかに自作地減少の跡がうかがわれる。とくに昭和四―五年のあいだでは、自作地は五五町

ほど減少している。反対に小作地は、このかに七〇町を増した。

ではこうした動きを、農家単位にながめると、どのようなことになるであろうか。第54表に見るように、自作農の減退は、すでに大正十五年に始まっている。そしてこれにたいして、小作農の増加が予想されるのであるが、そうではない。小作農もまた、大正十五年―昭和二年のあいだに、四〇戸近く減少している。けつきよく増加したのは、実は自小作層であった。すなわちこの層は、大正十三年には、一五五戸であった。ところが昭和二年には、これが二二三戸に達している。六〇戸以上の増加である。つまり自小作層前進が結論される。しかもこの自小作層の動きでは、專業自

第 55 表 年次別所有階層

	～5反	5～10	10～20	20～30	30～50	50～	計
大13	69	93	162	47	16	5	392
14	72	91	162	47	15	5	392
15	71	92	161	46	13	4	387
昭 2	119	56	143	46	13	4	381
3	107	65	149	37	12	4	374
4	99	64	152	33	16	4	368
5	92	60	152	32	18	4	358
6	89	61	154	32	19	4	359
7	96	58	134	32	18	4	342
8	93	64	136	32	18	4	347
10	93	64	136	32	18	4	347
11	91	68	142	29	18	4	352
12	94	69	141	28	16	4	352
13	96	73	139	28	16	4	356
14	95	73	139	28	16	4	355

る。少くともこれらの上層農家は、昭和恐慌をきり抜けたことが推察されるわけである。上層農家の具体的ケースについては、のちにその分析を果したいと思うが、ここではとりあえず、つぎのことを示唆するにとどめたい。すなわち大正末年から昭和のはじめにかけて、自小作前進が認められるにしても、そのことは、地主層の崩壊を結果するものではなかった。なるほど地主制そのものの変容は、ある程度まで認められる。にもかかわらず、これに決定的な打撃を与えるものではなかった、ということである。そしてこれらの事情は、つぎに述べる小作争議および負債整理の

小作層の伸びが、いちじるしい。ところが、土地所有のほうからすると、つぎのことがいわれうる。第55表にあきらかなように、昭和恐慌のさい、もっとも大きく動いたのは、五反以下層と五反―一町層の両者であった。そしてこれに続いて、一町―二町層、さらに二町―三町層が指摘される。ただ前二者は増加、後二者は減少の傾向をしめしている。このことは、いうまでもない。貧農の多少でも上昇をあらわすものである。が、それにもかかわらず、三町以上のいわゆる「地主層」には、ほとんど変化が見られない。これは、とくに五町以上にあてはまる。そして三町―五町では、かえって幾分の伸びさえ感じることができ

経過でも、しめされるはずである。

五、小 作 争 議

本節では、地主制の具体的な姿を傍証するものとして、小作争議のあらましを述べてみたいと思う。が、それにさきだって、いちおうの視点として、農地改革前の小作関係について、おおまかな数字を挙げておく。さて昭和二十年十一月現在、元岡村の総耕地は、四三七町であった。これは、前述の海軍用地買上げのため、大巾に減少した結果であるが、このうち自作地は五九%（二六一町）、小作地は四一%（二七六町）という比率であった。すなわち前者六分、後者四分と見てよい。ところで当時の農家は、五一三戸、このうち一一三戸は新設農家であった、したがって従来からの農家は、正確に四〇〇戸という数字がしめされる。そしてこれらの自・小作別は、第56表のようである。す

第 56 表 昭和20年 自作別農家数

	実 数	%
保有以上	31	7.8
自作	120	30.0
自小	90	22.5
小小	93	23.2
小作	66	16.5
計	400	100

深さは、こうした点からも推測される。さて小作契約の概要は、いささか形式的ではあるが、まず明治四十五年の

「小作慣行現狀調査」に締められる。これによると、契約は口契約であつて、いわゆる小作証書は用いない。が、その内容を検討すれば、概して地主側に有利であつたといつてよい。たとえば、地主においてその貸付地が入要となつたばあい、もしそれが作付後であつたならば、「肥料代、種子代及び手間賃ノ幾分ヲ小作人ニ賠償シテ引戻ス」ことができる。反対に「小作人事故アリテ解約スルトキハ、何等ノ賠償モナサ」れなかつた。また小作料の軽減は、年柄によつて、おこなわれたが、「一般ノ軽減歩合ハ、各大字ノ主ナル地主協議ノ上、決定スル」のが普通であつた。そして特殊なばあいについては、収穫前、「小作人ノ請求ニヨリ、当該地ノ地主見合ノ上、決定」された。つまり多くは、地主の一方的な決定、しかもそれは「地主層」の決定によつたわけである。それから怠納のばあいであるが、「悉皆未納一年又ハ一部未納三ヶ年ニ及ベバ」、小作地は引戻され、いわんや「地荒シ」のときには、小作契約は、当然、解除された。なお小作地にかかわる負担については、水利費・協議費などの諸かかりは地主負担であつたが、土地改良の方面では、小作人の加勢が規定されている。すなわち「直接小作地ニ係ル大工事・大修繕ノ経費ハ、一切地主ノ負担」であつたが、「但シ小作人ハ手伝トシテ労役」し、また「小作人ノ手ニ於テ為シ得ル小工事・小修繕ハ、夫ニ要スル材料ノミ地主支給シ、小作人自ラ労役」に当ることとなつてゐた。

ところが地主・小作人のあいだのトラブルは、実はこれにさきだつ明治四十三年に発生している。というよりも、このトラブルを経て、さきの「小作慣行現狀調査」の内容がきめられたフシも見られるのであるが、とにかくこの年、産米改良運動をきっかけとして、地方的な争議がひき起こされた。これは、小作米の品質を限定し、また俵装の規格化をねらつたものであつた。ところがこの運動を地主の一方的な措置だとして、小作人のあいだにそれへの反対

運動が展開されることになった。それでこの年と大正三年とは、暴動類似の行動が見られ、かれらは郡役所や警察に押しかけ、ついには検挙者さえ数えるに至った。そしてこの争議の結果、地主側では、合格米を小作料として差しだした者には、別に奨励米を出すことを申しあわせる。とともに、また俵装については、「三斗四升入、二重俵、横縄五ヶ所に廻り、結縦縄二筋、四方掛、俵口菊花くくり」という約定が交された。

もっともこの産米改良運動のころには、まだ小作人の団結はなかった。というよりも、元岡区の例からすると、これは地主对小作人のトラブルよりも、むしろ区内の派閥関係にすりかえられた形勢さえ感ぜられた。が、同時に地主側でも、別に制度的な結合を持たなかった。つまり事件のたびに、かれらの集合を見たに過ぎなかった。ところが、耕地整理による小作料引上げを契機として、大正五年、ついに地主会の結成を見るに至った。いうまでもなく、小作人側の反撥に備えたものである。けれどもこの経過にさきだって、論点をなす小作料引上げについて、しばらくながめてみたい。

この引上げが耕地整理の結果によることは、いま述べたとおりである。ところでさきの「小作慣行現状調査」では、この耕地整理は、小作慣行にたいして「格別ノ影響ナシ」と記している。これは、耕地整理事業がまだその緒についたばかりという事情にもよるものと思われる。が、またこの調査報告に掲げるような一般慣行については、事実、そうであったともいえる。けれども整理事業にたいする地主側の投資、そしてこれによる地力の向上は、小作料の据置を許さなかった。なるほど整理事業は、そのすべてが地主の責任においておこなわれた。それだけでなく、これに動員された小作人たちには、なにほどの日当も支払われた。しかも「売米少ナキ中産以下ノ者ハ、多ク之（日

当) ヲ以テ公租及生産費ノ補給ヲナシ、或ハ郵便貯金又ハ組合財産等ヲナスモノ、凡ソ総額ノ二割ニ及」んだ。また「青年ノ少数者ハ資金融通ノ便ナリシ為メ、多少冗費ノ傾向」があつたほどで、小作階層を多分にうるほしたことも事実であつた。それだけでなく、地力は向上し、二毛作も可能となり、反当労働も減少した。そしてこれらの事實は、いちおう小作側に有利に展開したように見える。では小作料のほうは、どうであらうか。第57表は、明治四十五

第 57 表 明治45年小作料

		実収	小作料	小作料 実収
一毛作	上	15.9斗	8.0斗	51%
	中	12.4	6.5	52
	下	10.8	5.2	48
二毛作	上	19.6	10.8	55
	中	16.6	8.3	50
	下	12.3	6.4	52
畑	上	6.8	5.1	75
	中	4.5	2.9	64
	下	1.8	1.0	56

欄)をいちおうの基準として計算すると、つぎのようになる。すなわち整理前には、反収米一五・一一斗、麦五・七斗にたいして、小作料は米七・四斗であるから、米収にたいする小作料は四九・四%、裏作を含めた反収にたいするそれは、三六・六%となる。ところが整理後は、米収にたいする小作料は、五〇・三%でやや増加するけれども、麦作を含めたばあいは、三四・四%とやや下落する。が、いずれにしても、米三・九三斗、麦二・九二斗、計六・八五

年、「最近五ヶ年ヲ平均シタ実収ト小作料」をしめす。これによると、水田の小作料は、五〇%をやや出る程度、畑作は六五%程度で全村的に畑不足の状態を反映している。とともに、とくに水田のばあい、一毛作、二毛作、またそれぞれに上・中・下の別はあつても、小作料率には、差別のないことも知られる。ところで耕地整理後は、これがどのように変化したか。第58表は、とりあえず三つの耕地整理の結果だけを掲げておいた。ただこのうち、第二、第三の両耕地整理については、中田の分しかしめされていない。それで中田の平均(最下

第 58 表 整理前後収穫対照表

耕 地 整理名	品 等	作 付	整 理 前		整 理 後		比 較	
			A 斗	B 斗	C 斗	D 斗	C - A	D - B
I	上田	米麦	18.02 6.70	10.20	21.08 8.30	11.22	3.06 1.60	1.02
	中田	米麦	16.32 4.20	7.82	18.02 5.46	9.18	1.70 1.26	1.26
	下田	米麦	10.20 —	6.12	14.98 —	7.11	4.78 —	0.99
II	上田	米麦	—	—	—	—	—	—
	中田	米麦	12.00 3.50	6.80	20.40 10.00	10.00	8.40 6.50	3.20
	下田	米麦	—	—	—	—	—	—
IV	上田	米麦	—	—	—	—	—	—
	中田	米麦	17.00 8.00	7.80	18.70 10.00	9.53	1.70 2.00	1.73
	下田	米麦	—	—	—	—	—	—
平 均	上田	米麦	—	—	—	—	—	—
	中田	米麦	15.11 5.27	7.47	19.04 8.49	9.57	3.93 2.92	2.06
	下田	米麦	—	—	—	—	—	—

第 59 表 整理前経営費対照表(反当)

名称	時期	労力	肥料代	種子代	農具費	計
I	前	6.10円	1.80	0.47	0.23	8.64
	後	8.10	3.25	0.57	0.28	12.20
II	前	11.50	3.20	0.60	0.32	15.62
	後	9.25	3.80	0.54	0.28	13.87
V	前	10.35	2.13	0.62	0.36	13.41
	後	8.32	2.72	0.58	0.28	11.91
平均	前	9.32	2.38	0.56	0.30	12.56
	後	8.56	3.26	0.56	0.28	12.66

斗の増収にたいして、小作料の引上げは、米二・〇六斗であるから、この数字からすれば、耕地整理は、小作者にプラスしたということもできる。しかも第59表のように、肥料代の増したのを除けば※労力、種子代、農具費などの生産費が下落した。そして生産費の全体が、整理の前後でほぼ見合っているとすれば、一層このことがいえるわけである。が、それにしても、反当小作料二・〇六斗の増収は、当時の貸付水田を二三〇町と見るとき、四七三・八斗の小

第 61 表 整理前後地価対照表

耕 地 整理名	田 品等	反当価格		総 価 格	
		前	後	前	後
I	上	168	194	581	1,164
	中	143	178	9,296	15,699
	下	121	158	8,618	6,414
II	上	190	210	36,578	41,814
	中	120	150	22,549	55,800
	下	50	75	14,485	7,193
V	上	240	320	6,572	8,776
	中	155	170	85,638	119,917
	下	92	135	25,300	14,310
桑原 今津	上	210	400	23,373	61,688
	中	160	250	33,072	89,232
	下	100	180	27,443	15,992
VI	上	340	360	62,600	82,224
	中	210	240	108,887	209,328
	下	100	150	53,677	19,815
III	上	195	215	29,478	70,704
	中	160	190	54,401	48,598
	下	120	135	31,714	19,731
VII	上	180	190	34,700	40,074
	中	160	170	60,627	67,225
	下	140	150	12,635	7,863
IV	上	340	360	62,600	82,224
	中	210	240	108,887	209,328
	下	100	150	53,677	19,815
平均	上	233	281	256,482	388,668
	中	165	199	483,357	815,127
	下	103	142	227,547	111,133
総計	—	—	—	967,388	1,314,928

第 60 表 整理前後維持費対照表

I	溜 池	前 後	65.8銭 41.5
		前 後	7.5 0.8
V	給 水	前 後	11.0 8.0
		前 後	32.0 11.0
桑原 今津	溜 池	前 後	32.0 11.0
		前 後	15.0 42.0
III	給 水	前 後	7.0 6.5
		前 後	9.5 8.0
VII	給 水	前 後	9.5 8.0
		前 後	45.0 32.0
IV	配 水	前 後	45.0 32.0
		前 後	1.6 2.4

経営階層の社会的分析

三二四

作料の増収となる。すなわち三斗四升俵にして、二一〇俵が毎年、余分に地主の蔵入となったわけである。そればかりではない。耕地整理は、維持費の軽減を結果した。すなわち第60表によれば、溜池費・給水費とも、ほとんど

第 62 表 年次別肥料代

	明41	大 2	大11	昭 6
大豆	755円	9,299	28,813	27,757
大生油	730	1,513	610	—
魚過配	140	17	—	455
硫米, 骨,	165	121	—	—
灰	9	148	817	2,701
酒	300	2,990	2,664	9,050
酸	132	540	1,120	3,552
堆	21	176	130	—
鷄	195	27	—	—
木	—	—	11	—
人	—	165	352	—
そ	—	—	—	1,363
計	—	—	—	7,500
	—	—	—	180
	—	—	—	52
	—	—	—	258
	—	535	—	4,940
計	2,457	15,531	34,905	77,763

のばあい、経費の節減となっている。この点も、地主の有利をもたらした。それに地価そのものも騰貴した。第61表は、その結果である。すなわち平均において、上田は反価四八円、中田は三四円、下田は三九円の値上りとなり、整理施行面積の全体では、三四万七千余円の利益が生み出された。整理に要した経費一三万六千円が、たとえ地主の全面負担であったにしても、なお二万一千円がころげこんだわけである。

*この肥料代は第59表では反当八八銭の増加がしめされる。が、そのこの増加、とりわけ金肥のそれは、けつして少くなかった（第62表）。すなわち明治四一年二、四五七円の肥料代は、大正二年には一万五千元を上廻り、さらに大正十一年には三万五千元、

昭和二年には七万七千元をオーバーしている。

昭和二年のそれは、このうち四万六千元が金肥である。いうまでもないが、小作地のばあい、これらの肥料代は、すべて小作人の負担であった。

このように耕地整理は、どちらかというところ、地主側に利益をもたらした。それでこうした形勢をバックとして、大正五年、前述の地主会が発足したのである。これは、区ごとに結成されたが、その規約は、つぎの十一條から成って

いる。

地主会規約

第一条 本会ハ桑原区内ニ小作地ヲ有スル地主ヲ以テ組織ス

第二条 本地主会ハ小作高ヲ定メ各小作米高ヲ記入総括シテ一団トス

第三条 本会ハ生産米ノ改良ヲ図ル為メ左ノ事業ヲ行フ

一、各小作米ヲ一月地主会ニ於テ県標準米ニ抛リ検査ヲ行フ但此場合ニハ各地主之ヲ拒ムコトヲ得ス

一、各小作米ハ神力・大倉・大賀以上ノ品質アルヲ以テシ種類ノ一定ヲ図ルコト

一、小作米ノ乾燥調製ハ本県輸出米三等以上タルコト但シ不合格米ハ俵口ニ織布ヲ附スルコト

一、小作米ハ容量重量ヲ以テ取引ヲシ各俵口ニ重量及小作人氏名ヲ附スルコト

一、県生産検査米ヲ納入スルモノハ一等米金拾銭、二等米金五銭ノ賞与金ヲ与フルコト

一、収米ハ一俵ニ付米五合ヲ受取ルコト但前以テ地主ノ承諾ヲ受クルコト、新収掛流シハ此限リニマシム

一、凶作ニ付小作米之云々ハ地主会ニ於テ実地踏査ノ上、其標準ヲ定ムルコト

第四条 小作米納期ハ一月十日限リトス但未納ノ場合ハ地主会ニ於テ督促ヲナスコト

第五条 小作米未納ノモノニハ地主会ニ於テ小作耕地全部ヲ引上ルコト

第六条 地主会ニ於テ不合格米ト認メタルモノハ直ニ小作人ニ通知スルコト

第七条 小作人ニ於テ納期内ニ上米ヲ納入シタル者ニハ賞品ヲ与フルコト

第八条 本会費用ハ小作米高ニ割当徴収スルコト

第九条 本会ニ会長一名ヲ置ク會長ハ会務ヲ總理シ本会開会ノ通知ヲナスコト尚評議員若干名ヲ置クコトアルヘシ

第十条 本会ハ春秋二回總會ヲ開ク但臨時總會ヲ開クコトアルヘシ

第十一条 本会規約遵守履行ノ為メ各自記名調印スルコト

大正五年十月一日

その目的は、つぎの三点に要約することができよう。第一は、对小作人との接渉やトラブルを、地主会の權威において処理しようとしたことである。裏からいうと、減免その他において、「泣き」を容れる余地を残すまいとすることであった。第二は、産米改良を看板にしているけれども、実質的には良質の小作米を上納させようとしていることである。そしてそのために、第三には、罰則こそ設けないにしても、褒賞制度を採用していることであろう。

ところでこのような地主会の結成は、なにを動機としたものであろうか。そこでは臺頭する小作勢力に対抗するというよりは、むしろ上昇しつつある戦時景氣に乗じて、「上からの利益確保」に乗り出したと見る向きが強い。といふのは、充分な資料を欠くにもかかわらず、このかんに小作層ないし自小作層が伸びたという形跡は、まったく見られないからである。それに地主としても、たとえ耕地整理の結果が地主側の有利に展開したとしても、そのために従来の手作りをやめる理由はなかった。米価は、刻々に上昇したからである。つまり地主としては、現在の小作關係を維持しつつ、かつ利潤のプラスをねらったと見ることが出来る。また当時は、まだ小作人組合は存在しなかった。ただ凶作などのばあいには、小作人同士の話し合いがなされる程度に過ぎなかった。要するに階級としての対決という線が

打出されるには、まだその機が熟しなかったといえる。したがって大正八年、郡長に提出した「地主小作人ニ關スル調査」報告でも、「地主小作人間ノ紛争ニ關スル事実ナシ」とされ、また「地主小作人ノ融和協調ニ關スル一般ノ状況ハ概シテ良好」の文字さえ見えるほどである。なお同報告では

一、目下工業盛ンナル為メ出稼ヲナス者不尠、地主ハ小作人ニ対シ特ニ施肥料ノ補助等ヲナシ優遇ヲナセリ

一、地主小作人ノ収益配分率ハ各田等級ニ依テ之ヲ定ム、收穫ノ四分地主、六分小作人

と記している。「上からの利益確保」が無抵抗だっただけではない。戦争景気は、一時的に、農民離村を生みだした。そしてそのために、前掲の報告文からすると、かえって地主側がサービスに廻った気配さえ感じられる。

しかし好景気の波も引き、郡下の耕地整理もほぼ終了するとともに、各地に小作争議が続発した。それで大正十一年には、郡庶務課長名で、つぎのような通達がなされた。「近頃処々ニ差起リ居候小作争議ニ付テハ、地主及小作者ノ自覚ニ依リ、之ガ解決ヲ適切ナラシムルハ頗ル肝要事ト被存候処、予テ奨励中ノ産業組合事業ヲ以テ労資間ノ融和ヲ図リ、之等ノ争議ヲ未然ニ防止スルタメ、不尠効果ヲ奏スベキモノニ有之候」。けれども産業組合が地主側に握られている以上、この機能は期待すべくもなかった。ことに有限責任元岡村信購販利組合は、同年四月に発足したばかり、しかも当時の組合長は、郡農會會長三苦治郎であった。ところが大正十三年以降の不作は、当局のび縫策を越えて、小作争議の線を強く打ちだしてきた。たとえば前原町（泊部落）では、地主側の小作料差押えに対抗して、藤野某をリーダーとした暴力事件が発生した。そして大正十五年、県内務部長が「地主小作人協調組合」を提唱したが、それもこうした情勢を反映したものと見る事ができよう。これによると、「最近各地方ニ発スル小作争議ハ地主小

作人双方ノ団体的對抗ノ結果ト相成リ」として、當時の实情を述べるとともに、「爭議ヲ未然ニ防止シ又ハ發生後ニ処理スルタメニハ、地主小作人組合ヲ設置スルガ如キハ頗ル適切ナル方法ト認ム」としている。けれどもこうした労資協調的な組合の成立は、むろん実現すべくもなかった。

では大正期における、こうした地主对小作人の關係は、小作料のうえに、どのように作用したであろうか。端的に言えば、地主側は、大正七年および同九年の二度にわたって、小作料の改訂、すなわち値上げに成功した。いま第一回の改訂をはさんで、実収と小作料、この双方における変化を見ると、第63表のようである。なお裏作の收穫は、麦

第 63 表 第 1 回小作料改訂

時 期	品等	実収	小作料	%
改訂前	上田	20.4斗	11.9	52
	中田	13.6	6.8	50
	下田	10.2	5.1	50
改訂後	上田	26.8	14.2	53
	中田	20.4	9.5	46
	下田	17.0	6.8	40

にして一六・〇斗、菜種にして二五〇斤程度と見積られる。ところでこの数字からすると、改訂もさして無理とは思えない。中田・下田は、むしろ小作料率の低下となっている。すなわち前者は、改訂前五〇%であったのが、四六%となり、また後者は、改訂前の五〇%が、一挙に四〇%の低率となっている。けれども耕地整理によって、下田の多くは中田化した。それに小作地は、当然のことながら、「沖」と呼ばれる下田地帯にひろく分布していた。とすれば、小作者の利益にもまして、地主側の有利がいえそうに思われる。

それでは、当時、小作人の経営は、どのような状態にあったであろうか。とくに自作者と比較して、どのような差異がしめされるであろうか。第64表（自作）および第65表（小作）は、この対照をしめす。この二表は、大正八年、自作者三戸・小作者四戸の抜取調査の結果である。ただここでは、畑作がす

べて除外されているので、これは具体的な農家の姿ではない、とともに、それぞれ耕している上田・中田・下田の比率、したがって裏作可能な比率についても、差異が生ずるわけである。が、それにしても、副業を除いた水田経営において、自作と小作とを比べたばあい、とにかく数字面では、いちじるしい差異がしめされる。すなわち自作のばあいは、五反一五四円、七反三〇八円、一町三四五の実収入であるのたいして、これが小作になると、五反八六円、七反九四円、一町一三四円ということになる。そして小作一町五反となつて、はじめて自作一町とほぼ見合う三三〇円という純収に近い数字が出てくる。生産条件を同一と仮定したばあい、こうした差異の根源は、支出における落

第64表 自作者農家経営

自作	田 収 入		地租	県税	町村附加税	区費肥料代	農従者	耕作に要する副業諸経費	副業従事者	副業収入	その他の収入	収入計	支出計	差 引
	田 表	収 作 入												
5反	上中 2 2 120 斗 (240円)	麦 6円 ナタネ10円	7.40円	4.95	9.16	0.66	20.00	2 20.00	養蚕	2 34.10	—	597.00 (216.00)	62.17 (153.83)	534.83 (153.83)
7反	上中 3 2 180 斗 (360円)	麦30円 ナタネ20円	13.30	7.01	15.47	0.92	30.00	1 35.00	—	—	—	410.00 (410.00)	111.70 (308.30)	308.30 (308.30)
10反	上中 6 2 200 斗 (400円)	麦240円 ナタネ16円	15.00	7.95	17.52	0.56	73.00	2 30.00	果樹	1 40.00	—	480.00 (440.00)	144.03 (295.97)	345.98 (295.97)

第 65 表 小 作 者 農 家 經 営

小 作 反	田 収 入		小作料	肥料代	家族および農 耕に要する 諸雑費	副業	副業従 事者	副業 収入	その他 の収入	収入計	支出計	差引
	表	作 裏 作										
5 反	上中下 131 90 斗 (180円)	反反反 麦 30円 ナタネ 37円	50斗 (100円)	33円	族 3 従 2	28円	—	—	160 (女中奉 行 2)	407 (247)	161	236 (86)
7 反	上中下 144 110 斗 (220円)	反反反 麦 30円 ナタネ 26円	40斗 (80円)	62	族 8 従 2	40	養蚕	1	20円	296 (276)	182	114 (94)
10 反	上中下 101 190 斗 (380円)	一反一 麦 20円 ナタネ 15円	90斗 (180円)	63	族 3 従 3	38	—	—	—	415	281	134
15 反	上中下 78 310 斗 (620円)	反反一 麦 計 ナタネ 245円	130斗 (260円)	100	族 4 従 3	175	—	—	—	865	535	330

差、つまり自作者としては公租、小作者にとっては小作料、このふたつのものの差に求められよう。第66表にしましたように、両者のちがいはあまりにもあきらかである。すなわち、七反経営のばあい、小作料は公租の二倍半弱であるが、五反および一町のばあいには、それが四倍ないしそれ以上に当ってくる。もちろんこのことは、ただちに貸付地を持つことの有利を覚書きするものではない。にしても、少くとも小作者が、階層的に劣位に置かれざるをえなかった

第 66 表 公租、小作
料対照表

	公 租 (自作)	小作料 (小作)
5反	21.51円	100.00
7反	36.70	80.00
10反	41.03	180.00
15反	—	260.00

経営階層の社会学的分析

ことは、これによって傍証されるであろう。(未完)